

## 今後の検討課題について

### 【脳死判定・臓器摘出の要件の改正に伴う検討課題】

- 1 臓器提供の意思が不明な者（15歳以上の者）について、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について
- 2 小児（15歳未満の者）について、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について
- 3 小児（15歳未満の者）が表示した「臓器を提供しない意思」の取扱いについて
- 4 臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手段及び手順について

### 【改正臓器移植法附則第5項に伴う検討課題】

- 5 附則第5項（検討規定）に規定する「虐待を受けた児童」の範囲について
- 6 虐待を受けた児童に関し、臓器が提供されることのないようにする児童の年齢について

【脳死判定・臓器摘出の要件の改正に伴う検討課題】

(検討課題 1)

本人（15歳以上の者）の臓器提供の意思が不明の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

現 行 制 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>臓器を提供する意思を表示している者についての、脳死判定・臓器摘出を承諾することができる法に規定する「遺族（家族）」の範囲は、ガイドラインにおいて、「原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族」とされ、喪主又は祭祀主宰者が「遺族（家族）」の総意を取りまとめるものとされている。</li> <li>また、<u>心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第4条の規定により、遺族からの書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）であり、この場合の「遺族」の範囲も上記と同様の取扱いとなっている。</u></li> </ul> <p>(※) 本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>
論 点	<p>現行制度を踏まえ、改正法の下で、本人意思が不明の場合に脳死判定・臓器摘出の承諾をすることができる家族・遺族の範囲についてどう考えるか。</p>

(検討課題 2)

小児（15歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について

現 行 制 度	<p>心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第4条の規定により、遺族から書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）である。小児（15歳未満の者）についても、遺族からの書面による承諾があれば摘出が可能であり、この場合の「遺族」の範囲も15歳以上の者と同様の取扱いとなる。</p> <p>(※) 本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>
論 点	<p>現行制度を踏まえ、改正法の下で、本人意思が不明の場合に脳死判定・臓器摘出の承諾をすることができる家族・遺族の範囲についてどう考えるか。</p>

(検討課題3)

小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について

現 行 制 度	<p>「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）においては、臓器提供に係る意思表示の有効性については、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、<u>民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこととされている。</u></p> <p>また、知的障害者等の意思表示については、一律にその意思表示を有効と取り扱わない運用は適当ではないが、これらの者の意思表示の取扱いについては、<u>今後さらに検討すべきものであることから、主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を行う中で、患者が知的障害者等であることが判明した場合においては、当面、法に基づく脳死判定は見合わせることとされている。</u></p>
論 点	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 改正法に係る国会審議の過程において、小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思は有効とされているが、年齢については制限を設けないということで良いか。</li><li>・ 改正法に係る国会審議の過程において、知的障害者等については、脳死判定を見合わせるとする現行のガイドラインを維持することとされているが、15歳未満の知的障害者等についても同様の取扱いで良いか。</li></ul>

(検討課題4)

臓器を提供しない意思を示していなかったことを確認する手段及び手順について

現 行 制 度	現行法の下での臓器提供においては、本人の臓器を提供する意思が書面により表示されていることが臓器摘出の要件であるが、書面により臓器を提供する意思が示されている場合であっても、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 臓器提供意思登録システムに「臓器を提供しない意思」が登録されていないか</li><li>・ 家族に、書面により示された臓器を提供する意思が本人の意思と相違ないか</li></ul> を確認している。
論 点	臓器を提供しない意思を示す手段としては、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 臓器提供意思表示カードへの記載すること</li><li>・ 臓器提供意思登録システムへの登録すること</li><li>・ 家族へその旨を伝えること</li></ul> があり、これらについて確認することが考えられるが、これら以外に確認すべき事項はあるか。

## 【改正臓器移植法附則第5項に伴う検討課題】

○臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律

### 附 則

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第五条に規定する臓器をいう。）が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### ※1 附則第5項に係る検討体制

移植医療に係る業務に従事する者が、虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認する方策については、現在、厚生労働科学研究において検討を進めているところ。

脳死判定・臓器摘出を行わない「虐待を受けた児童」の範囲や、当該児童の臓器提供に関する意思の取扱いについては、附則第5項の趣旨を踏まえ、本作業班において検討を進める。

#### ※2 改正法に係る国会審議を踏まえた附則第5項の趣旨

ア 児童虐待を行った者は、被害者である児童の利益を考慮して、脳死判定・臓器摘出について判断する立場にないと考えられること

イ 臓器摘出が虐待を行った事実の隠滅に利用されてはならないこと

から、虐待を受けた児童から臓器が提供されないようにする必要があるとの趣旨と解される

#### (検討課題5)

附則第5項に規定する「虐待を受けた児童」の範囲について

論	改正法の国会審議を踏まえると、
点	① 脳死又は心停止となった直接の原因が虐待である若しくはその疑いがある児童 又は ② ①であることが確認できない場合でも、過去に虐待を受けていた事実若しくはその疑いがある児童 が考えられるが、医療現場の実態等を踏まえ、どのように考えるか。

(検討課題6)

虐待を受けた児童に関し、臓器が提供されることのないようにする児童の年齢について

論 点	<p>児童虐待防止法の対象となる児童は18歳未満の者とされているところであるが、</p> <p>① 18歳未満の者が虐待を受けていた場合に、臓器提供を見合わせる とするか。</p> <p>又は</p> <p>② 15歳未満の者が虐待を受けていた場合に、臓器提供を見合わせる とするか。</p>
--------	--